

食物アレルギー 対応マニュアル

令和8年4月1日版

糸魚川市教育委員会

目 次

I	食物アレルギー対応の基本的な考え方	・・・P1
II	学校給食における食物アレルギー対応	・・・P2
	1 食物アレルギー対応委員会の設置	
	2 学校給食における食物アレルギー対応の実施	
	3 給食時の対応（献立作成～提供）	
III	教育活動（学校給食以外）における食物アレルギー対応	・・・P14
	1 教育活動（学校給食以外）における食物アレルギー対応	
	2 学校給食で提供しない食品にのみアレルギーを有する児童生徒の対応	
IV	緊急時の対応	・・・P16

I 食物アレルギー対応の基本的な考え方

●食物アレルギー対応の基本方針

食物アレルギーを有する児童生徒であっても、他の児童生徒と同じように給食時間や学校生活を安全かつ楽しんで過ごせることを目指し、次の基本方針を定める。

- (1) 食物アレルギーを有する児童生徒への給食提供に当たっては、「安全性を最優先」する。
- (2) 食物アレルギー対応委員会等を校内に設置し、児童生徒の食物アレルギーに関する正確な情報を集約し、組織的に対応する。
- (3) 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- (4) 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応※（提供するかしないか）を原則とする。
- (5) 学校及び調理場の施設設備、人員等を考慮し、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- (6) 緊急時対応のための体制づくりと研修の実施及び関係機関との連携を図る。

※ 完全除去対応とは、「少量なら食べられる」「加熱すれば食べられる」等の食べられる範囲にかかわらず、食物アレルギーの原因となるアレルゲンを含む食品を対象者に一切提供しないことをいう。そのため、同じアレルゲンに対し、××は提供するが、△△は提供しないといった多段階対応は行わない。

食物アレルギー対応に当たっては、本マニュアルのほか、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）、文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）」、新潟県教育委員会「学校における食物アレルギー対応指針（平成29年2月）」を参照のこと。

Ⅱ 学校給食における食物アレルギー対応

1 食物アレルギー対応委員会の設置

食物アレルギーを有する児童生徒の給食時間や学校生活における対応を協議、決定するため、校内に食物アレルギー対応委員会を設置し、以下の取組を行うことによって全教職員の共通理解を図り、安全な学校生活管理を行う。

1 基本構成員

校長・教頭（総括責任者）、養護教諭、栄養教諭等（栄養教諭、学校栄養職員）、学級担任及び関係職員、給食主任、調理員の代表 等

（必要に応じて）

教育委員会の担当者、学校医、主治医、部活動顧問、学童保育の担当者 等

2 開催

校長は下記を参照して構成員を招集し、食物アレルギー対応委員会を開催する。

《学校における開催例》

- ・ 1月：新年度に向けて新入学児童生徒及び在校生の対応の詳細を検討する。
- ・ 2月：新入学児童生徒及び在校生の対応の詳細を決定する。
- ・ 4月：新体制の教職員で対応や校内の役割を確認する。
- ・ 随時：対応の変更が必要なときに確認する。

※注意事項 食物アレルギーを有する児童生徒がいない場合でも対応委員会を開催し、アレルギー症状の発症に備えて教職員の対応や校内の役割を確認しておくこと。

3 役割

- ① 食物アレルギーを有する児童生徒の給食時間や学校生活における対応を協議、決定する。
- ② 全教職員の共通理解を図り、組織で対応する体制を構築する。
- ③ 個々の児童生徒の「個別の取組プラン」を作成する。
- ④ 校内外の支援体制や救急体制を整備し、事故やヒヤリハット事例について、教育委員会に報告するとともに対策を検討し、事故防止の徹底に努める。
- ⑤ 全教職員が食物アレルギーに関する正しい知識を持ち、誰もが迅速かつ適切な対応ができるように毎年度定期的・計画的に校内研修を行う。特に、食物アレルギー緊急時対応マニュアル（P17～）に沿って、緊急時の対応手順、役割分担を確認しておくこと。
- ⑥ 児童生徒が食物アレルギーに関する正しい知識・理解を得られるよう指導する。
- ⑦ 食物アレルギーを有する児童生徒本人が学校給食対応の内容を理解し、誤食や体調の変化を感じたときにとるべき対応を指導する。
- ⑧ 取組を評価、検討し、「個別の取組プラン」の改善を行う。

2 学校給食における食物アレルギー対応の実施

(1) 学校給食における食物アレルギー対応の実施基準

- ① 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）に基づく医師の診断により食物アレルギーと診断され、特定の食物に対しての管理や配慮の指示があり、様式2-4「学校生活管理指導表」の提出があること。
- ② 症状等に変化がない場合であっても配慮や管理が必要な間（＝食物アレルギー対応の解除届が提出されていない状態）は、年に1回は医師の診察を受け、最新の様式2-4「学校生活管理指導表」の提出があること。

※注意事項1 児童生徒や親の嗜好や食への考え方という理由での対応は行わない。

※注意事項2 糸魚川市の学校給食で提供しない食品にのみアレルギーを有する児童生徒の対応については、「Ⅲ2）」(P15)に記載する。

なお、糸魚川市の学校給食で提供しない食品は、「3(1)②」(P9)を参照すること。

(2) 食物アレルギーを有する児童生徒への給食対応

ア 対応レベル

給食提供におけるアレルギー対応は、以下の4つとする。なお、詳細な献立表の作成と配布は学校給食対応の基本であり、すべてのレベルの対応の場合でも配布すること。

対応レベル	内 容
レベル1 詳細な献立表 対応	給食の原材料を詳細に記入した「詳細な献立表」を保護者に事前配布し、それを基に保護者の指示、または児童生徒自身の判断で給食から原因食物を自己除去しながら食べる対応。
レベル2 弁当対応	①一部弁当対応 詳細な献立表対応において、該当献立（単品）からアレルギーの原因食物を自己除去することが困難な場合、該当献立（単品）に対して部分的に弁当を持参する。 ②完全弁当対応 食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当持参する。
レベル3 除去食対応	原因食物を給食から除いた給食を提供する。 ※主食（パン・麺）の代替は行わず、家庭から持参する。 ※飲用牛乳、乳成分を含む飲料の代替は行わず、家庭から持参する。
レベル4 代替食対応	除去した食物に対して何らかの食材を代替して給食を提供する。

※①一部弁当対応の例 献立名「トマトアレルギーにおける鶏肉のケチャップがらめ」

鶏肉にケチャップソースを絡めてあるため、ケチャップ（トマト）を取り除くことができず、鶏肉を喫食することができない。そのため、喫食量が大きく不足することから代替りのもの（一部弁当）を持参する。

※注意事項

主食（パン）、飲用牛乳の除去食対応の場合のジャム類、ミルメーク・乳成分を含む飲料（コーヒー牛乳、ヨーグルト飲料等）提供の取扱いについて、主食（パン）を除去するときはジャム類も合わせて除去し、飲用牛乳を除去するときはミルメーク・乳成分を含む飲料等も除去することとし、どちらの場合も代替は行わない。

イ 一部弁当対応の留意点

- ・保護者に「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」を事前配布し、該当献立（単品）ごとの一部弁当持参の有無を記載してもらう。
- ・自己除去が可能かどうかを家庭での判断が難しいと思われる該当献立（単品）の場合には、自己除去が難しいために一部弁当を持参した方がいい旨を、詳細な献立表（一部弁当対応者用）配布時に申し添える。
- ・様式「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」は、教室内に掲示する。対応がない月も教室内に掲示すること。コピーを保健室、職員室、対応関係職員（学年主任等）に配布する。
- ・一部弁当を持参することとした食材の発注数量は、減らす必要はない。
- ・配膳時に除去可能な献立は、除去が必要な部分のみ持参する。（例：セルフ中華丼の場合、ご飯を提供するが、中華丼の具に該当するものを持参してもらう。）
- ・完全弁当対応がより安全と考慮される場合であっても、保護者の同意がどうしても得られないなどの事情があるときは、児童生徒の安全を最優先としつつ、一部弁当対応を考慮することもあり得る。一部弁当対応に当たっては、学校は一部弁当対応のリスクと保護者の役割分担について十分に説明し、保護者の理解と協力を得るように努める。

ウ 弁当対応を考慮する者

以下の①②のいずれかに該当する場合は安全な給食提供は困難であり、完全弁当対応を考慮する。単にエピペン®所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで完全弁当対応を考慮する必要はないので注意すること。

①極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

(ア) 次の調味料・だし・添加物の除去が必要

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

※注意事項 1

アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくいこれらの調味料・だし・添加物等については、完全除去対応を原則とする学校給食においても、基本的に除去する必要はない。これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合は、完全弁当対応を考慮する。

なお、表に記載のないものについては、完全除去対応を原則とする。

※注意事項 2

アレルゲンの有無の確認は、詳細な成分表に記載されている範囲での確認となるため、成分表に記載がないものについても除去指示がある場合は、完全弁当対応を考慮する。

(イ) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある。

（注意喚起例）

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを補食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

(ウ) 給食における使用頻度の高い3品目以上の食物除去が必要

※使用頻度の高い食物

鶏卵、乳、魚（イカ・タコ・貝は含まない。）、小麦、ゴマ、肉類、米

(エ) 大豆の除去が必要

(オ) 食器や調理器具の共用ができない。

(カ) 油の共用ができない。

(キ) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

②施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

(3) 食物アレルギーを有する児童生徒への給食対応決定手順

ア 対応児童生徒の把握

実施時期	対応
就学時健康 診断時	<u>新入生</u> ①保護者全員に次の書類を配布し、学校における食物アレルギー対応の内容について周知する。 ・【様式1－1】「学校における食物アレルギー対応について」 ・【様式1－2】「学校における食物アレルギーに関する調査票」 ※注意事項 「学校における食物アレルギーに関する調査票」は、全保護者から提出してもらう。 ②提出された「学校における食物アレルギーに関する調査票」を確認し、問1の「ある」に○が付き、配慮や管理が必要だと思われる児童生徒の保護者に次の書類を配布する。 ・【様式2】「学校生活における食物アレルギー対応に伴う「学校生活管理指導表」の提出について」 ・【様式2－1】「食物アレルギー対応実施依頼書」 ・【様式2－2】「食物アレルギー原因食物一覧表」 ・【様式2－4】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」 ・【様式3】「食物アレルギー対応を実施するにあたって」 ※注意事項1 保護者には、「食物アレルギー原因食物一覧表」を記載した上で、「学校生活管理指導表」と一緒に持参して医療機関を受診するよう依頼する。

	※注意事項2 食物アレルギーを有する小学6年生の個別の取組プランは、1月中旬までに進学予定の中学校へ写しを提供する。 ③受診後、保護者から次の書類を学校に提出してもらい、保護者との面談日を調整する。 ・【様式2-1】「食物アレルギー対応実施依頼書」 ・【様式2-2】「食物アレルギー原因食物一覧表」 ・【様式2-4】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」 ④提出された書類に基づき、食物アレルギー対応委員会を開催し、面談前に【様式4】「個別の取組プラン」（案）を作成する。「個別の取組プラン」（案）は、記載例を参考に必要事項を記載する。
11～1月	在校生 ①現在、食物アレルギー対応している児童生徒の保護者に次の書類を配布する。 ・【様式8】「食物アレルギー対応継続確認のお願い」 ・【様式2-1】「食物アレルギー対応食実施依頼書」 ・【様式2-2】「食物アレルギー原因食物一覧表」 ・【様式2-4】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」 ※注意事項 保護者には、「食物アレルギー原因食物一覧表」を記載した上で、「学校生活管理指導表」と一緒に持参して医療機関を受診するよう依頼する。 ②受診後、保護者から次の書類を学校に提出してもらう。 ・【様式2-1】「食物アレルギー対応実施依頼書」 ・【様式2-2】「食物アレルギー原因食物一覧表」 ・【様式2-4】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」 ③提出された書類に基づき、食物アレルギー対応委員会を開催し、面談前に【様式4】「個別の取組プラン」（案）を作成する。「個別の取組プラン」（案）は、記載例を参考に必要事項を記載する。
随時	食物アレルギー対応が不要になった場合 保護者から次の書類を学校に提出してもらい、配慮や管理がなくなった状況について面談等で確認する。その際に、いつから対応を解除するのかを協議する。 ・【様式2-3】「食物アレルギー対応 変更・解除届」 保護者から提出された「食物アレルギー対応 変更・解除届」は学校で保管するとともに、写しを1部教育委員会に提出する。
随時	新たに対応が必要になった児童生徒 在校中に新たに食物アレルギー対応が必要となった場合は、随時、新入児童生徒と同じ手続きにより対応する。

イ 保護者との面談の実施・対応の決定

実施時期	対応
2月末まで	新入生の面談 学校の関係職員（管理職、養護教諭、栄養教諭等、調理員の代表等）と保護者で面談を行う。面談では、【様式2-2】「食物アレルギー原因食物一覧表」により保護者から食物アレルギーの詳細を聞き取るとともに、【様式2-4】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」と【様式4】「個別の取組プラン」（案）に基づき、食物アレルギー対応について協議する。 対応の決定 食物アレルギーを有する児童生徒への対応の要否も含めた個々の対応については、個別の取組プラン及び面談内容を考慮し、食物アレルギー対応委員会において対応の詳細を検討した上で校長が決定する。 対応決定の際は、「個別の取組プラン」の内容を保護者が確認して署名捺印してもらい、1部を保護者、1部を学校保管とする。
2月末まで	在校生の面談 症状等に変化がない場合であっても配慮や管理が必要な間は、翌年度の対応の詳細等を検討・確認し、【様式4】「個別の取組プラン」を作成する。2月末までに保護者との面談を実施し、保護者から内容を確認してもらう。 対応の決定 食物アレルギーを有する児童生徒への対応の要否も含めた個々の対応については、個別の取組プラン及び面談内容を考慮し、食物アレルギー対応委員会において対応の詳細を検討した上で校長が決定する。 対応決定の際は、「個別の取組プラン」の内容を保護者が確認して署名捺印してもらい、1部を保護者、1部を学校保管とする。 新入生・在校生共通 ○保護者との面談のポイント ①確認事項例 現状を把握するため、食物アレルギーの診断と、これまでに経験したアレルギー症状の様子について確認する。 ・ 診断の内容 ・ 医療機関への受診状況 ・ 過去に発症した具体的なアレルギー症状 ・ 家庭での食事状況や対応 ・ 学校生活上の留意点 ・ 学校に持参する薬剤の有無、保管方法、緊急時の使用するタイミング ・ 緊急時の保護者への連絡方法 ・ 緊急時の医療機関への連絡・受診方法

	②保護者へ説明し、理解を求めること。 ・「学校生活管理指導表」に基づき、医師が配慮や管理が必要と記載した食品についてのみ対応を行うこと。 ・学校給食は決まった時間内に大量に調理する必要があるため、対応には限界があり、家庭と同様の対応が困難な場合があること。対応ができない場合は、完全弁当対応となること。 ・安全性を確保するために、練り製品はつなぎとして乳卵成分を含まないもの、マヨネーズは卵成分を含まない食品を選定していること。 ・アレルギーの有無の確認は、詳細な成分表に記載されている範囲での確認となるため、成分表に記載がないものについても除去指示がある場合は、完全弁当対応となること。 ・詳細な献立表対応、一部弁当対応は、保護者や児童生徒が除去する食品を判断し、児童生徒自身が給食から原因食物を自己除去することができなければ対応が難しいこと。 ・教職員間で情報共有すること、教室へ「食物アレルギー対応連絡表」、「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」を掲示すること。 ・一部弁当を持参することとした日に持参し忘れた場合は、該当献立（単品）を食べられないこと。 ※注意事項 食物アレルギー対応に保護者の同意が得られない場合、学校が勝手に行うことはできない。そのため、保護者の同意を得られるよう面談を進めること。
--	---

ウ 教職員、調理員への周知

実施時期	対応
4月	・職員会議等で、食物アレルギー対応について教職員間で情報を共有する。 ・調理員へ、食物アレルギー対応者一覧を提供する。追加、解除の変更があった場合は、更新した一覧を速やかに提供すること。 ・校内での調理活動や食品を扱う活動、遠足や校外学習、宿泊体験学習における配慮点について教職員間で確認する。 ・内服薬やアドレナリン自己注射薬が処方された場合は、投薬の指示や本人及び学校での保管場所について教職員間で確認する。 ・食物アレルギー緊急時対応マニュアル（P17～）に沿って、緊急時の対応手順、役割分担を確認する。

(4) 保護者への依頼事項（保護者から児童生徒へ伝えてもらうこと等）

- ア 保護者から児童生徒に対して、自身が食物アレルギーを有することを十分に理解させる。（学校給食に制約があること、食事制限が必要なこと等）
- イ 医師からの指示内容を分かりやすく児童生徒に説明する。
- ウ 児童生徒と一緒に「食物アレルギー対応連絡表」、「詳細な献立表」、「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」等を確認し、何を食べられないか、何を注意するかを児童生徒に事前に話しておく。
- エ 毎朝、学校給食での対応を児童生徒と確認してから登校させる。
- オ 万が一、学校で具合が悪くなったときは、すぐに学級担任等へ申し出るよう伝えておく。

3 給食時の対応（献立作成～提供）

(1) 献立作成

栄養教諭等は、食物アレルギー対応の基本方針に基づき、安全な給食提供を目的に、学校や調理場の能力や環境（体制、人的・物理的環境等）、児童生徒の食物アレルギーの実態を踏まえて献立を作成する。

なお、加工食品等（複数の原材料が含まれているもの）を使用する際は、栄養教諭等が納入業者から詳細な成分表を事前に取り寄せてアレルゲンの有無を確認すること。確認した詳細な成分表は、食材発注前に調理員に写しを提供すること。対応食の提供がある場合は、献立作成時に食物アレルギー食品発注指示書を調理員に提供すること。

- ① 献立名は分かりやすいものにし、一般的にその料理に使用されないような食品を入れるときは、使用食品がわかる献立名にする。

（例）ハンバーグ（チーズが入っている）→チーズ入りハンバーグ

- ② 糸魚川市の学校給食で提供しない食品

「くるみ、そば、ピーナッツ、いくら、キウイフルーツ、生卵、カシューナッツ、マカダミアナッツ、アーモンド、その他のナッツ類」

- ③ 「ちくわ、さつまあげ、かまぼこ、ハム、ベーコン、ウインナー等」の練り製品

練り製品はつなぎとして乳卵成分を含まないもの、マヨネーズは卵成分を含まないものを選定する。

- ④ アレルギー対応の単純化

食物アレルギー対応食は、献立（単品）につき1種類とする

（例）献立名：（セルフ）中華丼の場合

○アレルギー対応者：えび、いか、うずらたまごの子がそれぞれいる場合

○アレルギー対応食：えび、いか、うずらたまごのすべてを除去したものを提供する。

- ⑤ 「詳細な献立表」・「食物アレルギー対応連絡表」の作成

・栄養教諭等は、翌月の献立について「詳細な献立表」と、食物アレルギー対応が必要な児童生徒ごとに【様式 10】「食物アレルギー対応連絡表」を作成する。

また、詳細な献立表対応の児童生徒がいる場合は、「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」を作成する。

・栄養教諭等は、給食主任に「詳細な献立表」、「食物アレルギー対応連絡表」、「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」、「調理室手配表」、「詳細な成分表」を渡す。

・給食主任は、「詳細な献立表」、「食物アレルギー対応連絡表」、「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」、「調理室手配表」、「詳細な成分表」を校内で起案し、管理職、養護教諭、担任等が対応に漏れや間違いがないかをチェックする。

・起案の決裁後、給食主任は、「詳細な献立表」を担任に渡す。

※注意事項 1

飲用牛乳や主食の除去対応も、「食物アレルギー対応連絡表」に記載すること。

※注意事項 2

担当校において食物アレルギー対応者がいないときは、「詳細な献立表」、「食物アレルギー対応連絡表」、「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」、「詳細な成分表」は不要である。

⑥ 「詳細な献立表」・「食物アレルギー対応連絡表」の配布

- ・担任は「詳細な献立表」1部、「食物アレルギー対応連絡表」2部を給食提供月の前月下旬までに保護者に配布する（「食物アレルギー対応連絡表」は保護者欄以外確認の押印済み）。対応がない月も保護者へ配布すること。
- ・保護者は、「詳細な献立表」に対して「食物アレルギー対応連絡表」の内容に問題がないかを確認し、押印した「食物アレルギー対応連絡表」の1部を前月末までに学校へ提出する（もう1部は家庭保管用）。
- ・一部弁当対応者については、「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」1部を給食提供月の前月下旬までに保護者に配布し、保護者は各献立（単品）に対して一部弁当持参の有無を記載の上、学校に提出する。学校は提出された「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」のコピー1部を前月末までに保護者に返却する。

⑦ 「食物アレルギー対応連絡表」の掲示

- ・担任は、保護者から提出された「食物アレルギー対応連絡表」を給食主任に渡す。
- ・給食主任は、「食物アレルギー対応連絡表」を必要部数コピーし、保健室、職員室、対応関係職員（管理員、学年主任等）に配布するとともに教室内に掲示する（対応がない月も教室内に掲示すること）。原本は、給食室（調理員）に届ける。
- ・対応食の検食時に必要なため、コピーを検食簿に添付する。

※注意事項

「食物アレルギー対応連絡表」、「詳細な献立表」で確認済みの食材等について、変更が必要になった場合は、変更後の「食物アレルギー対応連絡表」、「詳細な献立表」を作成して保護者に確認してもらう。書類のやり取りが間に合わない場合は、栄養教諭等が使用に問題がないかを確認し、管理職・担任に報告する。担任は該当児童生徒、保護者に連絡する。

保護者と事前に連絡が取れない場合は、「代替食は提供せずに除去食対応」とし、事後に必ず連絡を取ること。

⑧ 「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」の掲示

- ・担任は、保護者から返却された「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」を給食主任に渡す。
- ・給食主任は、「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」を必要部数コピーし、原本を教室内に掲示する。
- ・コピーを保健室、職員室、対応関係職員（学年主任等）に配布するとともに、担任を通じてコピー1部を保護者に渡す。

⑨ 対応食がある日の児童生徒欠席時の対応

- ・対応食のある日に対象の児童生徒が欠席した場合は、教職員は可能な範囲で対応食の用意が不要であることを調理員（能生地域は能生学校給食センター）に伝える。
- ・連絡を受けた調理員は、様式10「食物アレルギー対応連絡表」の欠席した日の調理確認欄に「欠席」と記入し、対応食は用意しない。
- ・連絡がない場合は、予定どおり提供する。

(2) 調理作業

① 食材の検収

調理員は、食材の検収時には、納入された食材と発注書を照合し、発注した食材と同一であることを複数人で確認する。加工食品等は、食品の包装表示と詳細な成分表を照合し、発注した食材と同一であることを複数人で確認する。対象アレルゲンが含まれていた場合は、速やかに栄養教諭等に連絡する。

② 調理前

調理員は、作業前に全員で「食物アレルギー対応連絡表」、「作業工程表」、「作業動線図」を確認して、アレルギー対応食の担当者、使用する器具、別調理の順番、調理場所、加える食材等について打合せを行う。

- ・作業工程表の作成時は、通常食のほかに対応食の作業工程を明記する。
- ・作業動線図の作成時は、通常食の動線と対応食の動線を分けて、それぞれわかるように明記する。
- ・調理工程等に疑問点がある場合は、栄養教諭等に連絡・確認する。

③ 調理中

- ・対応食調理担当者は専用エプロンを着用し、「作業工程表」、「作業動線図」に基づいて調理作業を行う。
- ・調理過程でアレルゲンの混入が発生しないように注意する。(例：調理器具や調理員の手指、作業着等。)

④ 調理後

- ・対応食調理担当者は、「食物アレルギー対応連絡表」と対応食を照らし合わせて誤りがないかどうかを確認する。さらに、別の調理員にも確認してもらうこと。
- ・混入が起きないように、ラップ等で容器ごと包み、該当児童生徒名等がわかるように食札を貼付する（検食用の対応食にも貼付すること）。
- ・飲用牛乳や主食の除去対応の場合は対応食がないため、食札をトレイに貼付する。
- ・対応食を提供する際のトレイは、色分けにより視覚的にも分かりやすくなるよう次のとおりとする。

対応食：クリーム色

通常食：ピンク色

飲用牛乳及び主食の除去対応についても、クリーム色のトレイと食札を使用する。

- ・食札に記載する内容は、次のとおり。

除去食

1月1日	〇〇小学校	通常献立
1年1組	氏 名	
献立名	にらたまスープ	
除去したアレルゲン	卵	
除去		

代替食

1月1日	〇〇小学校	通常献立
1年1組	氏 名	
献立名	たまごやき	
除去したアレルゲン	卵	
代替 チキンソテー		

⑤ 検食

- ・検食者は、検食時に「食物アレルギー対応連絡表」と対応食を照らし合わせて誤りがないかどうかを確認する。異常がある場合は、ただちに給食を止め、栄養教諭等を確認する。

(3) 食物アレルギー対応食の受渡し、配膳

対応食は「食物アレルギー対応連絡表」と一緒にして、配膳室または職員室で、調理員や配膳員から担任や教職員に引き渡し、担任や教職員は該当児童生徒に引き渡すこと。

喫食開始前に対応食を受取りに来なかった場合、対応食があることを該当児童生徒の教室に速やかに連絡する。

担任（教職員等）は、以下の点に注意する。

- ① 対応食の受取時は、「食物アレルギー対応連絡表」と該当児童生徒の氏名が書かれた食札のついた対応食を照らし合わせて確認する。飲用牛乳や主食の除去対応についても、「食物アレルギー対応連絡表」と該当児童生徒の氏名が書かれた食札の付いたトレイを照らし合わせて確認すること。

なお、同じクラスに対応者が複数人いる場合は、取違えがないか特に注意して確認する。異なる点、疑問点がある場合は、必ず栄養教諭等または調理員に確認する。

- ② 担任（教職員等）は対応食を該当児童生徒に渡し、「食物アレルギー対応連絡表」と対応食が合っていることを担任（教職員等）と該当児童生徒で確認する。

該当児童生徒が欠席の場合は、「食物アレルギー対応連絡表」の受取り確認欄に「欠席」と記入し、対応食は食缶返却時に給食室に返却する。

- ③ 食物アレルギー対応食がある児童生徒は、対応食のある日には、最初に「食物アレルギー対応連絡表」で対応食や配膳しない献立の内容を確認し、ほかの児童生徒が配膳を開始する前に配膳する。配膳の開始は、必ずしも対応食の受取後でなくてもよい。ラップや容器の蓋は、「いただきます」の後に外すように指導する。

- ④ 配膳用トングやお玉等の食器具は、違う料理と共用しない。食物アレルギーの原因食品が該当児童生徒の食器等に付着しないよう注意する。

また、食物アレルギーを有する児童生徒が給食当番をする場合や、こぼれた給食の片付けなどのときにもアレルゲンに接触しないように注意する。

- ⑤ 食物アレルギー対応がある児童生徒は、対応食のある日には、原則、すべての給食のおかわりができない。減らすこともしない。対応食のない日でも、原則、担任に確認してからおかわりする。

なお、乳アレルギー対応がある場合、飲用牛乳のみの対応の日であっても、ほかの児童生徒が配膳を開始する前に配膳し、原則、すべての給食のおかわりができない。減らすこともしない。

- ⑥ 一部弁当対応者がいる場合は、喫食開始前に保護者から提出された教室内の「詳細な献立表（一部弁当対応者用）」により該当児童生徒の一部弁当の持参の有無を確認する。一部弁当を持参したときは、該当献立（単品）の配膳をしなくていいことを申し出るように該当児童生徒に伝える。忘れたときは、該当献立（単品）を喫食しないように伝える。

(4) その他

① 給食終了後

担任（教職員等）は、該当児童生徒が体調不良等の異変を起こしていないかを確認し、「食物アレルギー対応連絡表」にチェックする。

片付け中に該当児童生徒がアレルゲンに接触しないようにする（給食当番活動、牛乳パックを洗うときなどの配慮）。

② 食物アレルギー以外の疾患（乳等不耐症等）の対応

乳糖不耐症や薬の服用のため特定の食物の摂取ができない場合には、【様式7】「特定食物除去等対応実施依頼書」の提出を保護者に求める。対応については、医師の診断に基づく。

給食提供について、特定食物の除去が必要な場合は、食物アレルギーと同様の対応とする。ただし、「飲用牛乳のみ除去」の指示のときは、飲用牛乳を除去することとし、配膳順やおかわりに関する制限は不要とする。

※注意事項

食物アレルギーとは異なるため、学校生活管理指導表は不要とし、毎年の提出は求めない。医師の診断書等の提出がある場合の給食費の取扱い、③に記載のとおり。

③ 給食費の取扱い

完全弁当対応の場合は、給食費を徴収しない。返金に関する下記の取扱いについては、生徒を対象とする。ただし、返金対象となる児童のみ、生徒と同様に取り扱う。

- ・主食を除去した場合は、「1食当たりの主食費×回数」を返金する。
- ・主食以外を除去した場合及び一部弁当対応については、除去した食材分の返金はしない。
- ・飲用牛乳を除去した場合は、「飲用牛乳1本単価×回数」を返金する。乳成分を含む飲料を除去した場合も、飲用牛乳と同じ取扱いとする。

○返金対象となる児童

- ・生活保護法第13条に規定する教育扶助の対象者に係る児童
- ・学校給食法第12条第2項による要保護児童生徒援助費補助金の対象者
- ・特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援教育就学奨励費負担金（I区分に分類される場合）に係る児童

④ 教育委員会への報告及び教職員・調理員への周知

各学校は、毎年度4月20日までに次の書類を教育委員会に提出すること。

- ・【様式5】「学校生活における食物アレルギー対応者一覧表」
- ・【様式6】「アドレナリン自己注射（エピペン®）所持情報提供書」（エピペン®を所持している児童生徒がいる場合）

対象者に変更があった場合は、その都度教育委員会へ速やかに提出する。食物アレルギー対応状況及びアドレナリン自己注射（エピペン®）所持情報は、教職員等・調理員間で共有すること。

教育委員会は、学校から提出された「アドレナリン自己注射（エピペン®）所持情報提供書」を消防本部へ情報提供する。

事故発生時は、所定の様式により速やかに教育委員会へ報告する。

ヒヤリハット事例は、【様式11】「食物アレルギーヒヤリハット報告書」により教育委員会に報告するとともに対策を検討し、事故防止の徹底に努める。

Ⅲ 教育活動（学校給食以外）における食物アレルギー対応

1 教育活動（学校給食以外）における食物アレルギー対応

(1) 校内における教育活動

ア 家庭科、生活科、技術・家庭科、総合的な学習、特別活動（クラブ活動）等

- ・調理実習等の食品を扱う教育活動では、食物アレルギーを有する児童生徒への影響を確認するため、学級担任等は使用する食材（加工食品、調味料含む）の原材料・アレルゲン表示を事前に確認するとともに、保護者にも提示し、安全を確認する。
- ・アレルゲンとの接触が避けられない場合は、別メニューや対象児童生徒のみ個別対応にするなど安全な活動方法を検討し、実施する。
- ・個別対応が必要な場合は、保護者に伝えて了解を得るとともに、校内で情報共有する。

アレルゲン	配慮すべき学習活動例	アレルゲン	配慮すべき学習活動例
小麦	小麦粘土、うどん・パン作り体験	そば	そば打ち体験
乳	牛乳パックを使った工作	ピーナッツ	豆まき、落花生の栽培
	牛乳パックリサイクル活動	大豆	豆まき、みそ作り

イ 体育・保健体育

- ・食物依存性運動誘発アナフィラキシーを発症する児童生徒については、主治医の診断に従い、アレルゲンを含む食品の摂取や摂取後の運動は避ける。

ウ 清掃活動

- ・アレルゲンと接触しないように配慮する。
(例：乳アレルギーを有する児童生徒にこぼれた牛乳の後始末などはさせない。)

(2) 校外学習・宿泊を伴う行事

食物アレルギーを有する児童生徒が、他の児童生徒と同じように活動できるように、活動内容や食事内容を確認・検討し、必要な対応を行う。

- ①【様式9-1】行事前健康調査票を保護者に事前配布し、児童生徒の健康状況を把握する。
- ② 旅行業者・宿泊施設・食事の提供施設に、行程中の食事内容に関する献立表や成分表の情報提供を依頼し、詳細を確認するとともに除去食や代替食等の対応について確認する。
- ③ 活動内容やイで確認した内容を基に保護者と面談して対応を決定し、【様式9-2】学校行事アレルギー対応確認票を作成する。面談では、具体的な対応、配慮事項や緊急時の対応について確認する。
- ④ 作成した学校行事アレルギー対応確認票を保護者に配布し、内容の確認・署名捺印後に学校へ提出してもらう。対応の内容は、児童生徒本人に伝えるとともに、校内で情報共有する。

《特に配慮すべき事項》

- ・弁当や菓子類は、児童生徒同士での交換に注意する。(全体指導)
- ・普段食べたことのない菓子、弁当は持ってこない。(該当児童生徒への個別指導)

- ・遠隔地へ移動する活動の場合は、事前に現地の医療機関を確認しておく。
- ・症状が重篤な食物アレルギーを有する児童生徒がいる場合は、事前に旅行者、現地の医療機関と緊急時の対応を確認しておく。
- ・そばアレルギー対応として、そば殻枕等を使用しないように宿泊施設に要請する。
- ・病歴ノートやお薬手帳を持参する。
- ・内服薬、エピペンの管理方法を確認しておく。

2 学校給食で提供しない食品にのみアレルギーを有する児童生徒の対応

糸魚川市の学校給食で提供しない食品「Ⅱ 3(1)②」(P9)にのみアレルギーを有する児童生徒についても、学校生活や校外学習等での対応が必要なため、以下のとおり対応する。

- ① 新入学時及び初発時の当該学校在学中の1回のみ、【様式2-1】「食物アレルギー対応実施依頼書」と【様式2-4】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を保護者に提出してもらう。
- ② 提出された書類に基づき、食物アレルギー対応委員会を開催し、面談前に【様式4】「個別の取組プラン」（案）を作成する。
- ③ 学校の関係職員（管理職、養護教諭、栄養教諭等）と保護者で面談を行う。面談では、【様式2-4】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」と【様式4】「個別の取組プラン」（案）に基づき、食物アレルギー対応について協議する。
- ④ 食物アレルギーを有する児童生徒への対応の可否も含めた個々の対応方法については、個別の取組プラン及び面談内容を考慮し、食物アレルギー対応委員会において対応の詳細を検討した上で校長が決定する。
対応決定の際は、「個別の取組プラン」の内容を保護者が確認して署名捺印してもらい、1部を保護者、1部を学校保管とする。
- ⑤ 対応に変更が生じる場合は、最新の【様式2-4】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」とともに【様式2-3】「食物アレルギー対応変更・解除届」の提出を保護者に求め、②③④の手順により対応する。
- ⑥ 対応が不要になった場合は、【様式2-3】「食物アレルギー対応 変更・解除届」を保護者から学校に提出してもらい、配慮や管理がなくなった状況について面談等で確認する。その際に、いつから対応を解除するのかを協議する。
- ⑦ 次年度の対応については、対応に変更の必要がない場合は、個別の取組プランを保護者に配布し、次年度の対応について内容を確認、押印の上、学校へ提出してもらうよう依頼する。
対応に変更の必要が生じる場合は、⑤に準じ、保護者から提出された書類に基づいて個別の取組プランを検討し、面談によって対応の変更等について協議する。
- ⑧ P13(4)④は、学校給食で提供しない食品にのみアレルギーを有する児童生徒の対応についても準用する。

IV 緊急時の対応

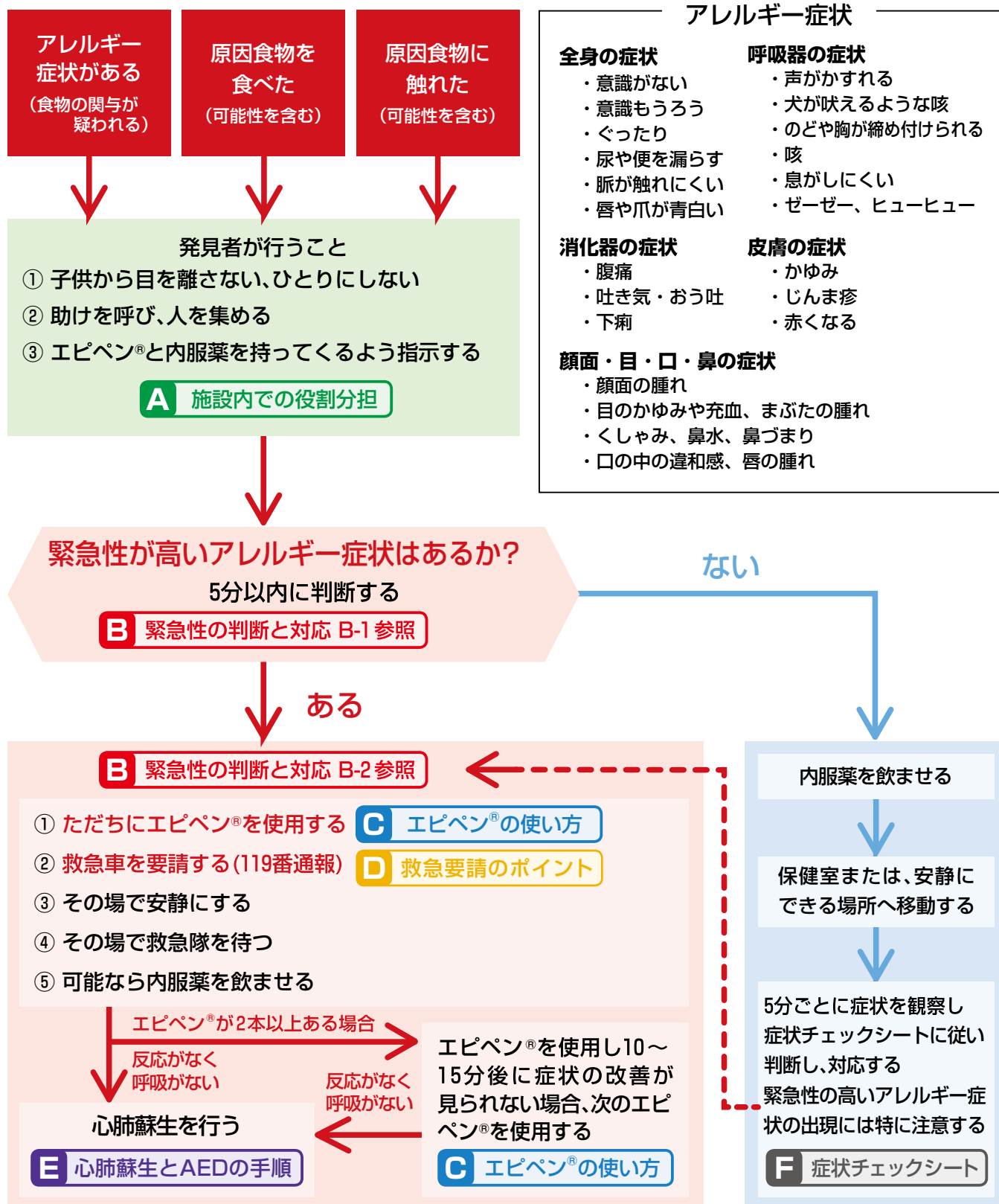
食物アレルギーを原因とするショック症状が発生した場合の校内対応を事前に決めておき、それに基づいた適切な対応が図れるように校内研修等でシミュレーションを実施する。

なお、緊急性の高いアレルギー症状（ぐったりする、顔面蒼白、息がしにくい、激しい腹痛、嘔吐等）が出ている場合は、速やかに救急要請（119 番通報）をする。

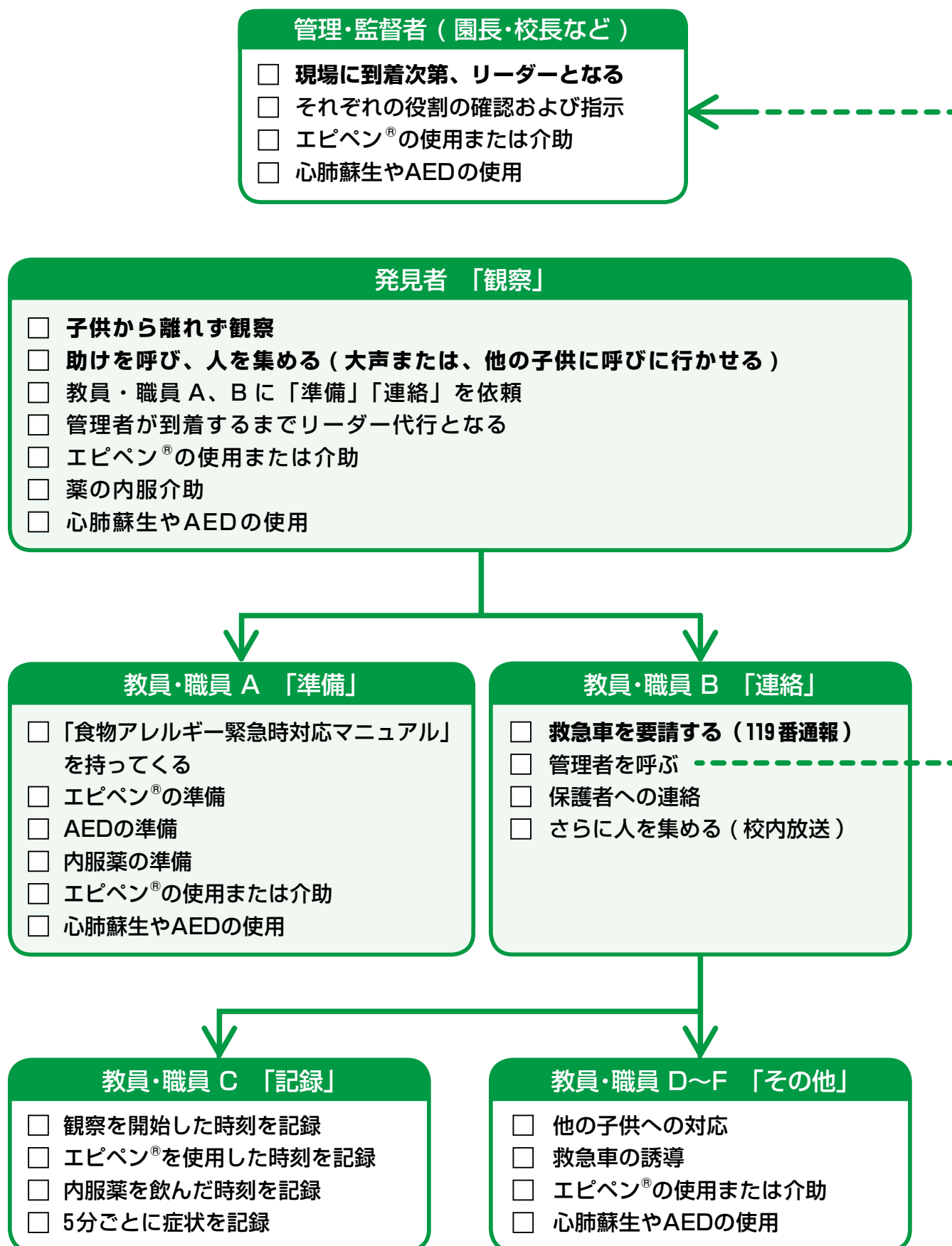
〈緊急時の対応：東京都健康安全研究センター「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」参照〉

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン[®]を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- ☐ 持続する強い（がまんできない）
お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン[®]を使用する！

→ **C** エピペン[®]の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

→ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン[®]を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン[®]を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静に
できる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の
出現には特に注意する

F 症状チェックシート

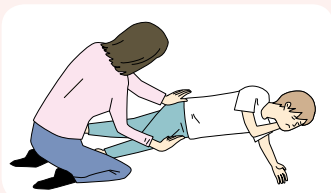
安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、
体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を
起こし後ろに寄りかからせる

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“ダー” で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!**

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がある場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



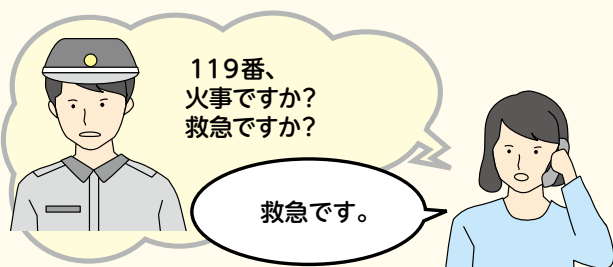
座位の場合



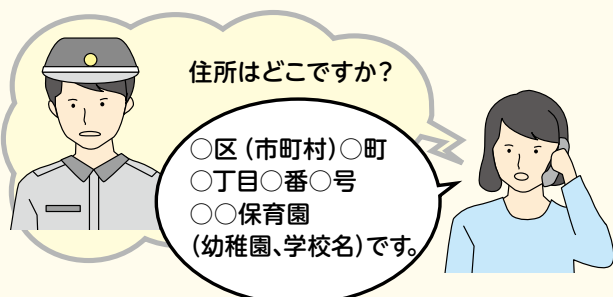
◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



①救急であることを伝える

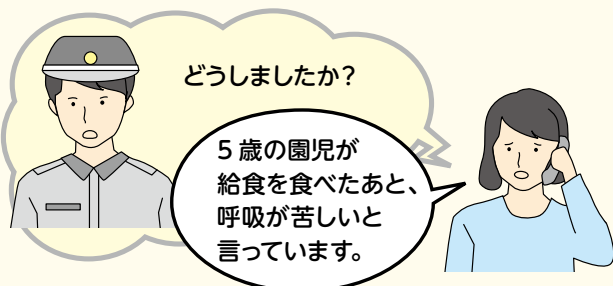


②救急車に来てほしい住所を伝える



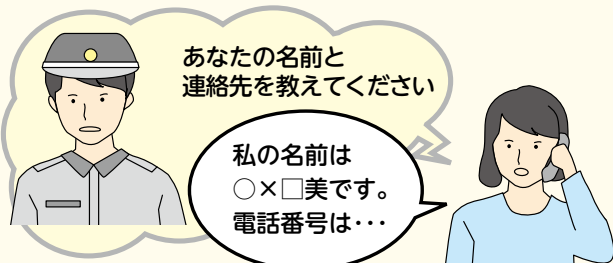
住所、施設名をあらかじめ記載しておく

③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の有無を伝える

④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える



※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることがある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

①反応の確認

肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

③呼吸の確認

10秒以内に胸とお腹の動きを見る

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

④必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！

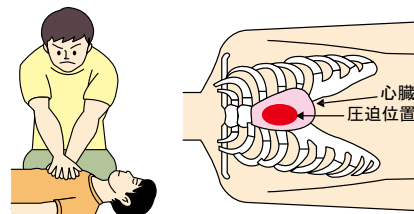
30:2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う

⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

【胸骨圧迫のポイント】



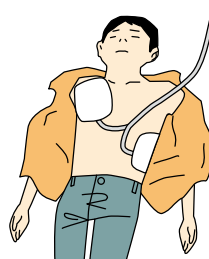
- ◎強く（胸の厚さの約1/3）
- ◎速く（100～120回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

【人工呼吸のポイント】



- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

【AED 装着のポイント】



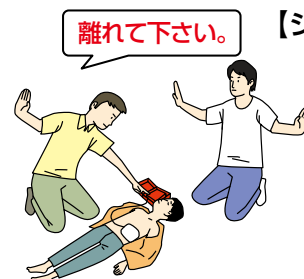
- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

【心電図解析のポイント】



- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

【ショックのポイント】



- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン[®]を使用した時刻(時 分)

全身の症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

- ☐ 数回の軽い咳

消化器の症状

- ☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- ☐ 1～2回のおう吐
- ☐ 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- ☐ 吐き気

目・口・鼻・顔面の症状

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の症状

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン[®]を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン[®]を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

- ☆ 保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
- ☆ 教員・職員の研修計画を策定してください。東京都等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン※を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
- ☆ 緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
- ☆ 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- ☆ 緊急時にエピペン®、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- ☆ 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- ☆ エピペン®や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エピペン®使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。

※ 各種ガイドライン

- ・「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（東京都福祉保健局発行）
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省発行）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財団法人日本学校保健会発行）

この食物アレルギー緊急時対応マニュアルは、東京アレルギー情報navi.

(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/allergy/publications/print_allergy.html)よりダウンロードできます。



平成25年7月初版 登録番号(3) 18
平成30年3月改定版
【監 修】 東京都アレルギー疾患対策検討委員会
【編集・協力】 東京都立小児総合医療センター アレルギー科
東京消防庁・東京都教育委員会
【発 行】 東京都健康安全研究センター 企画調整部健康危機管理情報課
電話 03(3363)3487

